

琵琶湖国定公園

公園計画書

(公園計画の一部変更)

環境省原案

平成 年 月 日

環境省

目 次

1 変 更 理 由	3
2 施 設 計 画	4
(1) 保護施設計画	4
3 参 考 事 項	9
(1) 指定植物	9
(2) 過去の経緯	12
(3) 公園区域	13
(4) 保護規制計画	16
ア 特別地域	16
(ア) 特別保護地区	19
(イ) 第1種特別地域	23
(ウ) 第2種特別地域	26
(エ) 第3種特別地域	40
イ 普通地域	52
ウ 面積内訳	54
(ア) 地域地区別土地所有別面積	54
(イ) 地域地区別市町別面積	56
(5) 保護施設計画	58
(6) 利用施設計画	60
ア 集団施設地区	60
イ 単独施設	66
ウ 道 路	80
(ア) 車道	80
(イ) 自転車道	82
(ウ) 歩道	84
エ 運輸施設	92

1 変更理由

琵琶湖国定公園は、わが国で最初の国定公園のひとつとして昭和 25 年 7 月 24 日に指定された。平成 4 年 5 月に全般的な見直し（再検討）、平成 10 年 8 月に点検、平成 17 年 7 月、平成 20 年 10 月には一部変更が行われている。

本公園の区域は、わが国最大の湖である琵琶湖を中心として、その周囲に連なる伊吹山、霊仙山、賤ヶ岳、三国山、比良連山から比叡山に続く山々と瀬田川（宇治川）の一带からなっている。

今回、公園計画の変更を行う琵琶湖は、種々の動植物が活発に生息・生育する多様な生態系を形成している。とりわけ、湖辺に分布するヨシ群落は、生態系として微妙な均衡を保って維持され、水域から陸域への推移帯にあつて多様な働きをしており、湖沼の環境保全にとって大変重要な存在である。しかしながら、河川改修による土砂供給の減少などにより昭和 30 年代と比べてヨシ群落は近年著しく減少している。

以上のような状況を踏まえ、平成 17 年 7 月に滋賀県長浜市に追加した自然再生施設を琵琶湖岸周辺に変更するために、公園計画の変更（一部変更）を行うものである。

2 施設計画

(1) 保護施設計画

① 削除

次の保護施設を削除する。

(表1：保護施設削除表)

番号	種類	位置
2	自然再生施設	滋賀県長浜市（琵琶湖岸）

② 追加

次の保護施設を追加する。

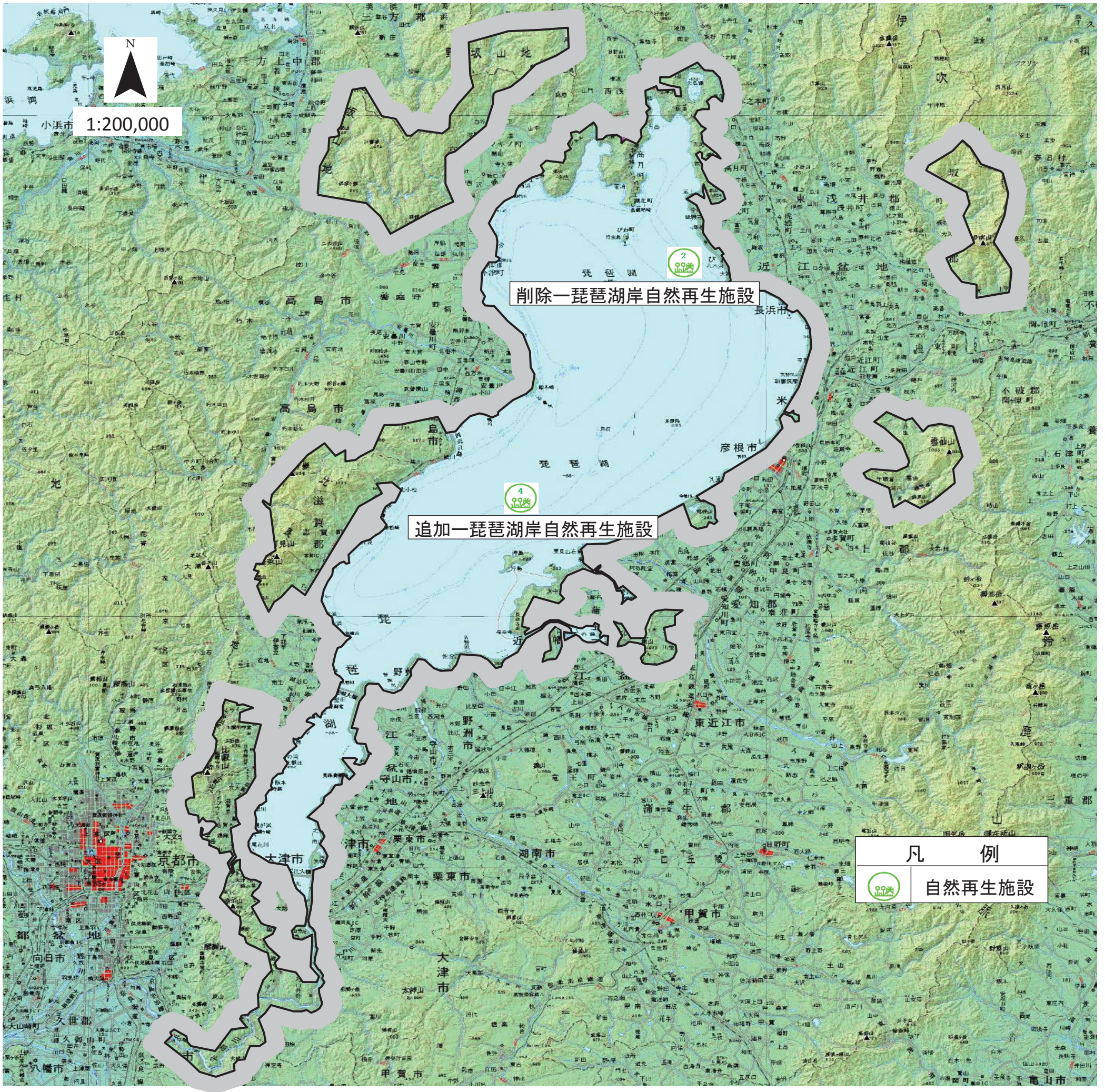
(表2：保護施設追加表)

番号	種類	位置
4	自然再生施設	滋賀県大津市、草津市、守山市、野洲市、近江八幡市、東近江市、彦根市、米原市、長浜市及び高島市 (琵琶湖岸)

告示年月日	理 由
平成17年7月12日告示	告示位置を琵琶湖岸全域に拡大することに伴う整理。

整 備 方 針
<p>琵琶湖岸に分布するヨシ群落は、河川改修による土砂供給の減少などにより著しく減少しているため、ヨシ群落を造成するための事業を実施する。</p>

琵琶湖国定公園 施設計画変更図



3 参考事項

(1) 指定植物

特別地域において、採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

(表3：指定植物表)

科名	種名（ミズゴケ科の植物にあつては、属名）
ミズゴケ	ミズゴケ
ヒカゲノカズラ	スギラン、マンネンスギ
イワヒバ	エゾヒメクラマゴケ、イワヒバ
ゼンマイ	ヤシャゼンマイ
イノモトソウ	オオフジシダ
シノブ	シノブ
キジノオシダ	ヤマソテツ
オンダ	ウラボシノコギリシダ、オオクジャクシダ
チャセンシダ	イチョウシダ、アオガネシダ、クモノスシダ、コタニワタリ
ウラボシ	ヤノネシダ、オシヤグジデンダ、イワオモダカ、オオクボシダ
シシラン	シシラン
タデ	イブキトラノオ（ホソバイブキトラノオを含む。）、ハルトラノオ
ナデシコ	フジナデシコ（ハマナデシコ）
キンポウゲ	カワチブシ、オオダイブシ（アシブトウズ）、イブキトリカブト、キタヤマブシ、レイジンソウ（イブキレイジンソウを含む。）、アズマレイジンソウ（ウスゲレイジンソウを含む。）、フクジュソウ、マスミソウ（スハマソウ、ケスハマソウを含む。）、イチリンソウ、アズマイチゲ、カザグルマ、トリガタハンショウヅル、バイカオウレン、セツブンソウ、サンインシロカネソウ、トウゴクサバノオ、オキナグサ、キンバイソウ、ヤマシャクヤク
メギ	サンカヨウ、キバナイカリソウ、バイカイカリソウ、トキワイカリソウ
スイレン	ヒツジグサ
ウマノスズクサ	ミヤコアオイ、スズカカンアオイ、アツミカンアオイ、ウスバサイシン（サイシン）、ヒメカンアオイ
モウセンゴケ	イシモチソウ、モウセンゴケ、コモウセンゴケ
ケシ	ヤマブキソウ
ユキノシタ	ヤハズアジサイ、チャルメルソウ、ウメバチソウ、ジンジソウ、カエデダイモンジソウ
バラ	シモツケソウ（アカバナシモツケソウを含む。）、イワキンバイ、ハスノハイチゴ、ミツバイワガサ（イワガサ、タンゴイガ

科 名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては、属名)
バラ	サ)、イブキシモツケ、イワシモツケ
フウロソウ	グンナイフウロ (タカネグンナイフウロを含む。)、ヒメフウロ、コフウロ、ハクサンフウロ (イブキフウロを含む。)、ビツチュウフウロ
ヒメハギ	カキノハグサ (ナガバノカキノハグサを含む。)、ヒナノキンチャク、ヒナノカンザシ
ツリフネソウ	ハガクレツリフネ
ジンチョウゲ	カラスシキミ
スマレ	オオバキスマレ
ヤマトグサ	ヤマトグサ
ウコギ	ウラジロウコギ
イワウメ	イワウメ、イワカガミ (コイワカガミ、オオイワカガミを含む。)
イチヤクソウ	ウメガサソウ、シャクジョウソウ、ギンリョウソウモドキ (アキノギンリョウソウ)、ギンリョウソウ
ツツジ	アカモノ (シロイワハゼ)、ウラジロヨウラク (ツリガネツツジを含む。)、イワナシ、ミツバツツジ、レンゲツツジ (キレンゲを含む。)、ツクシシャクナゲ(ホンシャクナゲ、オキシシャクナゲを含む。)、サイコクミツバツツジ、コバノミツバツツジ、オオコメツツジ、サラサドウダン、シロドウダン (ベニドウダンを含む。)
サクラソウ	クリンソウ
リンドウ	リンドウ、タテヤマリンドウ、エゾリンドウ、センブリ、イヌセンブリ、ミツガシワ
ガガイモ	クサタチバナ
アカネ	イナモリソウ
シソ	ミカエリソウ(イトカケソウ)、デワノタツナミソウ、エゾタツナミソウ、イブキジャコウソウ (イワジャコウソウを含む。)
ゴマノハグサ	コゴメグサ(イブキコゴメグサ)、ミヤマコゴメグサ (オオミコゴメグサを含む。)、ヤマウツボ (ケヤマウツボを含む。)、ルリトラノオ
イワタバコ	イワタバコ
タヌキモ	ミミカキグサ、フサタヌキモ、ヒメタヌキモ、ノタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、イヌタヌキモ、ムラサキミミカキグサ
スイカズラ	イワツクバネウツギ、ダイセンヒョウタンボク
オミナエシ	キンレイカ
キキョウ	サワギキョウ、シデシヤジン、キキョウ
キク	チョウジギク、サワシロギク、ミヤマヨメナ、タイミンガサ、オハラメアザミ、マアザミ (キセルアザミ、ツクデマアザミ)、

科 名	種名（ミズゴケ科の植物にあつては、属名）
キク	ホソバムカシヨモギ、マルバダケブキ、オタカラコウ、ハンカイソウ、オオニガナ、オオダイトウヒレン、ヒメヒゴタイ、サワオグルマ、セイタカタンポポ
トチカガミ	ネジレモ
ユリ	アサツキ、ヤマラッキョウ、カタクリ、ミノコバイモ(コバイモ)、キバナノアマナ、ショウジョウバカマ、シロバナショウジョウバカマ、キヨスミギボウシ（ハヤザキギボウシ）、イワギボウシ、ヤマユリ、ササユリ、コオニユリ、キンコウカ、イワショウブ、タマガワホトトギス、エンレイソウ、アマナ、ヒロハノアマナ
アヤメ	ノハナショウブ、ヒメシヤガ
イネ	ヒゲノガリヤス、トウササクサ、イブキソモソモ
サトイモ	ユキモチソウ、ザゼンソウ
カヤツリグサ ラン	オタルスゲ、ミカズキグサ ヒナラン、ムギラン、エビネ、ナツエビネ、ギンラン、キンラン、サイハイラン、シュンラン（ホクロ）、クマガイソウ、セッコク、カキラン、ツチアケビ、オニノヤガラ、アケボノシュスラン、ミヤマウズラ、ノビネチドリ、ムカゴトンボ、サギソウ、ミズトンボ、ムカゴソウ、セイタカスズムシ、ジガバチソウ、クモキリソウ、コ克蘭、ヒメフタバラン、フウラン、ヨウラクラン、ヒナチドリ、ウチョウラン、コケイラン、ジンバイソウ、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、ハシナガヤマサギソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、キソチドリ、オオヤマサギソウ、トキソウ、ヤマトキソウ、ベニカヤラン（マツラン）、カヤラン、クモラン、ヒトツボクロ、トンボソウ

(環境庁告示第 34 号)

(2) 過去の経緯

昭和 25 年 7 月 24 日	琵琶湖国定公園の指定 (厚生省告示第 197 号)
昭和 37 年 11 月 9 日	区域の変更、公園計画の決定、特別地域の指定 (厚生省告示第 391、392、393 号)
昭和 39 年 5 月 15 日	公園計画の変更 (厚生省告示第 216 号)
昭和 43 年 10 月 1 日	公園計画の変更 (厚生省告示第 401 号)
昭和 45 年 12 月 28 日	区域の変更、公園計画の変更 (厚生省告示第 437 号、438 号、439 号)
昭和 49 年 2 月 15 日	区域の変更、公園計画の変更、地種区分の決定、 特別保護地区の指定 (環境庁告示第 17、18、19、20 号)
昭和 58 年 10 月 25 日	公園計画の変更、集団施設地区の指定 (環境庁告示第 61 号、62 号)
平成 4 年 5 月 21 日	公園計画の再検討 (環境庁告示第 36、37、38、39 号)
平成 4 年 8 月 26 日	利用計画の一部変更 (環境庁告示第 65 号)
平成 10 年 8 月 24 日	区域の変更、公園計画の変更 (環境庁告示第 45 号、46 号、47 号)
平成 17 年 7 月 12 日	利用施設計画・保護施設計画の一部変更 (環境省告示第 78 号)
平成 20 年 12 月 10 日	利用施設計画・保護施設計画の一部変更 (環境省告示第 104 号)

(3) 公園区域

公園の区域は次のとおりである。

(表4：公園区域表)

府 県 名	区 域	面 積 (ha)	
滋 賀 県	大津市内 国有林近畿地域施業計画区大津事業区 8林班から10林班、14林班、21林班及び23林班から27林班までの全部並びに15林班、16林班、20林班、22林班及び28林班の各一部	8,933	
	大津市 滋賀里町乙、滋賀里町甲及び東浦垣内町の全部並びに穴太三丁目、荒川、石山内畑町、石山千町、石山外畑町、石山寺一丁目、石山寺辺町、石山南郷町、梅林町、逢坂一丁目、逢坂二丁目、大石曾東町、大石中町、大石東町、大石淀町、仰木町、大谷町、音羽台、小野、園城寺町、葛川梅ノ木町、葛川木戸口町、葛川坂下町、葛川坊村町、葛川細川町、葛川貫井町、神出開町、唐橋町、北大路三丁目、北小松、北比良、木戸、栗原、国分二丁目、小関町、坂本一丁目、坂本五丁目、坂本本町、滋賀里一丁目、神宮町、膳所池ノ内町、膳所雲雀丘町、膳所平尾町、膳所焼野町、瀬田橋本町、高砂町、田上関津町、大物、鶴の里、錦織一丁目、錦織町、八屋戸、比叡平一丁目、比叡平三丁目、比叡平二丁目、平津一丁目、藤尾奥町、蛭谷、松本本宮町、南小松、南志賀一丁目、南滋賀町、南志賀二丁目、南比良、南船路、山上町、山中町、和邇今宿、和邇北浜、和邇中浜及び和邇南浜の各一部		
	彦根市 石寺町、稲里町、清崎町、金亀町、薩摩町、下岡部町、新海町、田附町、八坂町(多景島)、日夏町、古沢町、松原町、三津屋町及び南三ツ谷町の各一部		
長浜市 大浜町、川道町、下坂浜町、下八木町、高橋町、早崎町、平方町、南浜町、八木浜町、湖北町石川、湖北町今西、湖北町延勝寺、湖北町尾上、湖北町津里、湖北東尾上町、湖北町山本、高月町磯野、高月町片山、高月町熊野、高月町西野、高月町松尾、木之本町赤尾、木之本町大音、木之本町北布施、木之本町黒田、木之本町西山、木之本町飯浦、木之本町山梨子、余呉町川並、余呉町坂口、余呉町下余呉、余呉町八戸、西浅井町大浦、西浅井町塩津浜、西浅井町菅浦、西浅井町月出、西浅井町祝山、西浅井町岩熊及び西浅井町山田の各一部	3,295		

府 県 名	区 域	面 積 (ha)	
滋 賀 県	近江八幡市内 国有林近畿地域施業計画区大津事業区 76林班から80林班及び82林班の全部並びに74林班及び75林班の各一部 近江八幡市 浅小井町、沖島町、北津田町、北之庄町、佐波江町、白王町、多賀町、長命寺町、津田町、中之庄町、野村町、船木町、牧町、円山町、南津田町、宮内町、安土町石寺、安土町桑実寺、安土町下豊浦、安土町常楽寺及び安土町宮津の各一部	1,666	
	草津市 下物町、北山田町、下笠町、新浜町、南山田町及び矢橋町の各一部	79	
	守山市 今浜町の一部	11	
	野洲市 菖浦、安治、野田及び吉川の各一部	36	
	高島市内 国有林近畿地域施業計画区大津事業区 1林班から3林班、5林班から7林班、513林班から522林班及び535林班から546林班までの全部並びに511林班及び512林班の各一部 高島市 安曇川町北船木、安曇川町下小川、安曇川町横江浜、安曇川町四津川、安曇川町南船木、今津町天増川、今津町今津、今津町梅原、今津町桂、今津町北仰、今津町角川、今津町浜分、今津町日置前、今津町深清水、今津町南新保、鵜川、音羽、勝野、黒谷、鹿ヶ瀬、新旭町饗庭、新旭町旭、新旭町太田、新旭町針江、新旭町深溝、新旭町藁園、永田、マキノ町在原、マキノ町石庭、マキノ町大沼、マキノ町海津、マキノ町白谷、マキノ町新保、マキノ町知内、マキノ町辻、マキノ町中庄、マキノ町西浜及びマキノ町牧野の各一部	7,823	

府 県 名	区 域	面 積 (ha)	
滋 賀 県	東近江市内 国有林近畿地域施業計画区大津事業区 85林班の全部		
	東近江市 猪子町、伊庭町、乙女浜町、北須田町、栗見新田町、 栗見出在家町、五個荘石馬寺町、五個荘川並町、五個 荘清水鼻町、五個荘日吉町、佐生町、佐野町、大中 町、能登川町、福堂町、南須田町及び山路町の各一部	683	
	米原市 朝妻筑摩、磯、伊吹、上野、宇賀野、大久保、上板 並、上丹生、樽ヶ畑、下板並、上平寺、藤川、弥 高、吉槻及び世継の各一部	3,363	
	犬上郡多賀町 大字河内及び大字霊仙の各一部	1,115	
	琵琶湖の全部	68,401	
		小 計	95,958
京 都 府	京都市 左京区一乗寺、修学院及び八瀬の各一部	448	
	宇治市 池ノ尾、宇治、志津川、白川及び槇島町の各一部	883	
	綴喜郡宇治田原町 大字高尾及び大字禅定寺の各一部	312	
			小 計
合 計			97,601

(4) 保護規制計画

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表5：特別地域総括表)

府 県 名	区 域	面 積 (ha)	
滋 賀 県	<p>大津市内</p> <p>国有林近畿地域施業計画区大津事業区</p> <p>8林班から10林班、14林班、21林班及び23林班から27林班までの全部並びに15林班、16林班、20林班、22林班及び28林班の各一部</p>	8,809	
	<p>大津市</p> <p>滋賀里町乙、滋賀里町甲及び東浦垣内町の全部並びに穴太三丁目、荒川、石山内畑町、石山外畑町、石山寺一丁目、石山南郷町、梅林町、逢坂一丁目、逢坂二丁目、大石曾東町、大石中町、大石東町、大石淀町、仰木町、大谷町、音羽台、小野、園城寺町、葛川梅ノ木町、葛川木戸口町、葛川坂下町、葛川坊村町、葛川細川町、葛川貫井町、神出開町、唐橋町、北大路三丁目、北小松、北比良、木戸、栗原、国分二丁目、小関町、坂本一丁目、坂本五丁目、坂本本町、滋賀里一丁目、神宮町、膳所池ノ内町、膳所雲雀丘町、膳所平尾町、膳所焼野町、瀬田橋本町、高砂町、田上関津町、大物、鶴の里、錦織一丁目、錦織町、八屋戸、比叡平一丁目、比叡平三丁目、比叡平二丁目、平津一丁目、藤尾奥町、蛭谷、松本本宮町、南小松、南志賀一丁目、南滋賀町、南志賀二丁目、南比良、南船路、山上町、山中町、和邇今宿、和邇北浜、和邇中浜及び和邇南浜の各一部</p>		
	<p>彦根市</p> <p>石寺町、稲里町、清崎町、金亀町、薩摩町、下岡部町、新海町、田附町、八坂町(多景島)、日夏町、古沢町、松原町、三津屋町及び南三ツ谷町の各一部</p>		
<p>長浜市</p> <p>大浜町、川道町、下八木町、高橋町、早崎町、南浜町、八木浜町、湖北町石川、湖北町今西、湖北町延勝寺、湖北町尾上、湖北町津里、湖北東尾上町、湖北町山本、高月町磯野、高月町片山、高月町熊野、高月町西野、高月町松尾、木之本町赤尾、木之本町大音、木之本町北布施、木之本町黒田、木之本町西山、木之本町飯浦、木之本町山梨子、余呉町川並、余呉町坂口、余呉町下余呉余呉町八戸、西浅井町大浦、西浅井町塩津浜、西浅井町菅浦、西浅井町月出、西浅井町祝山、西浅井町岩熊および西浅井町山田の各一部</p>	3,264		

府 県 名	区 域	面 積 (ha)	
滋 賀 県	近江八幡市内 国有林近畿地域施業計画区大津事業区 76林班から80林班及び82林班の全部並びに74林班及び75林班の各一部 近江八幡市 浅小井町、沖島町、北津田町、北之庄町、佐波江町、白王町、多賀町、長命寺町、津田町、中之庄町、野村町、船木町、牧町、円山町、南津田町、宮内町、安土町石寺、安土町桑実寺、安土町下豊浦、安土町常楽寺及び安土町京津の各一部	1,646	
	草津市 下物町、北山田町、下笠町、新浜町、南山田町および矢橋町の各一部	79	
	守山市 今浜町の一部	11	
	野洲市 菖浦、安治、野田及び吉川の各一部	36	
	高島市内 国有林近畿地域施業計画区大津事業区 1林班から3林班、5林班から7林班、513林班から522林班、535林班から546林班の全部並びに511林班及び512林班の各一部 高島市 安曇川町北船木、安曇川町下小川、安曇川町横江浜、安曇川町四津川、安曇川町南船木、今津町天増川、今津町今津、今津町梅原、今津町桂、今津町北仰、今津町角川、今津町浜分、今津町日置前、今津町深清水、今津町南新保、鶴川、音羽、勝野、黒谷、鹿ヶ瀬、新旭町饗庭、新旭町旭、新旭町太田、新旭町針江、新旭町深溝、新旭町藁園、永田、マキノ町在原、マキノ町石庭、マキノ町大沼、マキノ町海津、マキノ町白谷、マキノ町新保、マキノ町知内、マキノ町辻、マキノ町中庄、マキノ町西浜及びマキノ町牧野の各一部	7,820	

府 県 名	区 域	面 積 (ha)	
滋 賀 県	東近江市内 国有林近畿地域施業計画区大津事業区 85林班の全部		
	東近江市 猪子町、伊庭町、乙女浜町、北須田町、栗見新田町、 栗見出在家町、五個荘石馬寺町、五個荘川並町、五個 荘清水鼻町、五個荘日吉町、佐生町、佐野町、大中 町、能登川町、福堂町、南須田町及び山路町の各一部	683	
	米原市 朝妻筑摩、磯、上野、宇賀野、大久保、上板並、上丹 生、樽ヶ畑、下板並、上平寺、藤川、弥高、吉槻及び 世継の各一部	2,557	
	犬上郡多賀町 大字霊仙の一部	587	
	琵琶湖の一部	66,892	
		小 計	92,771
京 都 府	京都市 左京区一乗寺、修学院及び八瀬の各一部	448	
	宇治市 池ノ尾、宇治、志津川、白川および槇島町の各一部	883	
	綴喜郡宇治田原町 大字高尾及び大字禅定寺の各一部	312	
			小 計
合 計			94,414

(ア) 特別保護地区

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

(表6：特別保護地区総括表)

府 県 名	区 域	面 積 (ha)	
滋 賀 県	長浜市 早崎町、高月町片山の一部	60.0	
	高島市内 国有林近畿地域施業計画区大津事業区 511林班及び512林班の各一部 高島市内 (沖の白石)	38.2	
	米原市 上野、大久保及び藤川の各一部	54.8	
合 計		153.0	

(表 7 : 特別保護地区内訳表)

名 称	区 域
湖北山岳湖岸	滋賀県長浜市 高月町片山の一部
野 坂 山 地	滋賀県高島市内 国有林近畿地域施業計画区大津事業区 511林班及び512林班の各一部
竹 生 島	滋賀県長浜市 早崎町の一部
伊 吹 山	滋賀県米原市 上野、大久保及び藤川の各一部
沖 の 白 石	滋賀県高島市内
合	

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
琵琶湖に直接落ち込んだ起伏量の大きい山岳地形と、それを被う緑濃い山林により、琵琶湖の中でも傑出した自然性豊かな景観を形成しており、自然保護地として公有化した地区を特別保護地区に指定する。	47.0
福井県境に接する野坂山地の三国山山頂部に位置する。花崗岩地帯で明王ハケ等の奇観や湿原が点在する。ブナ林や山頂準平原のツツジ科植物群落、湿原性植物など多様な植物相がみられる。	38.0
琵琶湖上に浮かぶ島嶼の一つであり、景観面では湖上の焦点となる。うっそうとしたタブ林が大部分を占め、自然的現象を強く与えている。	13.0
石灰岩地帯の隆起山地で、伊吹山の山頂に広がるお花畑に指定する特別保護地区である。高山植物の宝庫であり、夏季には多くの人美しいお花畑を訪れる。	54.8
湖西の湖面に浮かぶ島嶼であり水深100m程の湖底から、最高14mの4個の岩が湖上に顔を出し、古くから琵琶湖上における景勝の一つに数えられている。	0.2
計	153.0

(イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表8：第1種特別地域総括表)

府 県 名	区 域	面 積 (ha)	
滋 賀 県	大津市 坂本五丁目及び坂本本町の各一部	358	
	彦根市 金亀町及び八坂町（多景島）の各一部	23	
	長浜市 早崎町（竹生島）、湖北町延勝寺、余呉町川並、余呉町下余呉及び西浅井町菅浦の一部	71	
	高島市 今津町日置前、今津町深清水、黒谷、鹿ヶ瀬及びマキノ町海津の各一部	231	
	近江八幡市 安土町下豊浦の一部	17	
	琵琶湖の一部	4,264	
合 計		4,964	

(表9：第1種特別地域内訳表)

名 称	区 域
湖 北 山 岳 湖 岸	滋賀県高島市 マキノ町海津の一部 滋賀県長浜市 湖北町延勝寺、余呉町川並、余呉町下余呉及び西浅井町菅浦の一部
竹 生 島	滋賀県長浜市 早崎町の一部
淡 海 湖 ・ 平 池	滋賀県高島市 今津町日置前及び今津町深清水の各一部
八 淵 の 滝	滋賀県高島市 黒谷及び鹿ヶ瀬の各一部
彦 根 城	滋賀県彦根市 金亀町の一部
多 景 島	滋賀県彦根市 八坂町の一部
安 土 城 跡	滋賀県近江八幡市 安土町下豊浦の一部
比 叡 山	滋賀県大津市 坂本五丁目及び坂本本町の各一部
琵琶湖の一部	
合	

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>海津大崎および葛籠尾崎は、琵琶湖最北のリアス式湖岸部の突端に位置し、急峻な断層崖と湖水が一体となった秘境の地域となっており、琵琶湖の中でも傑出した自然景観を呈する地域である。</p> <p>また、余呉湖の湖畔部は、自然保護地として公有化を図った土地について、第1種特別地域とし、湖畔景観の保全を図る。</p>	91
<p>琵琶湖に浮かぶ島嶼の一つであり、島全体にタブ林の自然植生が残されているが、宝厳寺を中心とする歴史的・文化的建造物も印象的なものとなっている。</p>	5
<p>石田川上流の準平原に広がる湿原（平池）とこれから下流域に位置する淡海湖を含む第1種特別地域である。特定植物群落に指定されたカキツバタ群落がある。</p>	97
<p>比良山系の北部、鴨川最上流部に位置する自然地であり、ブナ・ミズナラクラスの自然的植生が広がる。八淵の滝の景勝地がある。</p>	109
<p>彦根城を中心とする歴史的景観と一体となった照葉樹林に覆われた孤立山塊である。全体としてはタブ林が優占している。一部にはコジイ、ツクバネガシ、アラカシの林分も見られる。</p>	21.9
<p>島嶼の一つであり、琵琶湖に浮かぶ季節や時刻、また見る方向から様々な点景を湖面に落とすことから多景島の名がある。</p>	1.1
<p>安土城跡の歴史的文化遺産と一体となった孤立山塊である。</p>	17
<p>比叡山延暦寺に関連する歴史的文化的景観と一体となった優れた自然地である。また、比叡山鳥類繁殖地として国の天然記念物にも指定されている地域である。</p>	358
<p>琵琶湖最北部であり、海津大崎や葛籠尾崎の山岳景観と琵琶湖の湖水景観が美しくとけあい、優れた景観を形成している。</p>	4,264
<p style="text-align: center;">計</p>	4,964

(ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表10：第2種特別地域総括表)

府 県 名	区 域	面 積 (ha)	
滋 賀 県	大津市内 国有林近畿地域施業計画区大津事業区 16林班、20林班及び22林班の各一部 大津市 荒川、石山外畑町、石山寺一丁目、梅林町、逢坂一丁目、逢坂二丁目、大石曾東町、大石中町、大石東町、大石淀町、大谷町、音羽台、小野、園城寺町、葛川梅ノ木町、葛川木戸口町、葛川坊村町、葛川細川町、葛川貫井町、神出開町、唐橋町、小関町、北小松、北比良、木戸、坂本一丁目、坂本五丁目、坂本本町、神宮町、瀬田橋本町、田上関津町、大物、鶴の里、八屋戸、東浦垣内町、平津一丁目、蛭谷、松本本宮町、南志賀一丁目、南滋賀町、南小松、南比良、南船路、山中町、和邇今宿、和邇北浜、和邇中浜及び和邇南浜の各一部	3,076	
	彦根市 石寺町、稲里町、清崎町、薩摩町、下岡部町、新海町、田附町、日夏町、古沢町、松原町、三津屋町及び南三ツ谷町の各一部	364	
	長浜市 大浜町、川道町、下八木町、高橋町、早崎町、南浜町、八木浜町、湖北町石川、湖北町今西、湖北町延勝寺、湖北町尾上、湖北町津里、湖北東尾上町、高月町片山、高月町西野、木之本町飯浦、木之本町山梨子、余呉町川並、余呉町下余呉、余呉町八戸、西浅井町大浦、西浅井町塩津浜、西浅井町菅浦、西浅井町月出及び西浅井町岩熊の各一部	973	
	近江八幡市内 国有林近畿地域施業計画区大津事業区 82林班の全部並びに74林班から79林班の各一部 近江八幡市 浅小井町、沖島町、北津田町、北之庄町、佐波江町、白王町、多賀町、長命寺町、津田町、中之庄町、野村町、船木町、牧町、円山町、南津田町、宮内町、安土町石寺、安土町桑実寺、安土町下豊浦、安土町常楽寺及び安土町宮津の各一部	1,152	

府 県 名	区 域	面 積 (ha)	
滋 賀 県	草津市 下物町、北山田町、下笠町、新浜町、南山田町及び 矢橋町の各一部	79	
	守山市 今浜町の一部	11	
	野洲市 菖蒲、安治、野田及び吉川の各一部	36	
	高島市内 国有林近畿地域施業計画区大津事業区 7林班の全部	785	
	高島市 安曇川町北船木、安曇川町下小川、安曇川町横江 浜、安曇川町四津川、安曇川町南船木、今津町今 津、今津町桂、今津町北仰、今津町浜分、今津町深 清水、今津町南新保、鵜川、音羽、勝野、新旭町饗 庭、新旭町旭、新旭町太田、新旭町針江、新旭町深 溝、新旭町藁園、永田、マキノ町海津、マキノ町新 保、マキノ町知内及びマキノ町西浜の各一部		
東近江市内 国有林近畿地域施業計画区大津事業区 85林班の全部	683		
東近江市 猪子町、伊庭町、乙女浜町、北須田町、栗見新田 町、栗見出在家町、五個荘石馬寺町、五個荘川並 町、五個荘清水鼻町、五個荘日吉町、佐生町、佐野 町、大中町、能登川町、福堂町、南須田町及び山路 町の各一部			

府 県 名	区 域	面 積 (ha)	
滋 賀 県	米原市 朝妻筑摩、磯、上野、宇賀野、上丹生、藤川及び世 継の各一部	658	
	犬上郡多賀町 大字霊仙の一部	114	
	琵琶湖の一部	62,628	
		小 計	70,559

府 県 名	区 域	面 積 (ha)	
京 都 府	京都市 左京区一乗寺、修学院及び八瀬の各一部	398	
	宇治市 池ノ尾、宇治、志津川及び槇島町の各一部	288	
	綴喜郡宇治田原町 大字高尾及び大字禅定寺の各一部	37	
		小 計	723
合 計		71,282	

(表11：第2種特別地域内訳表)

名 称	区 域
湖 北 山 岳 湖 岸	滋賀県高島市 マキノ町海津の一部 滋賀県長浜市 湖北町石川、湖北町津里、高月町片山、高月町西野、木之本町飯浦、木之本町山梨子、余呉町川並、余呉町下余呉、余呉町八戸、西浅井町大浦、西浅井町塩津浜、西浅井町月出、西浅井町菅浦及び西浅井町岩熊の各一部
伊 吹 山	滋賀県米原市 上野及び藤川の各一部
湖 西 北 部 湖 岸	滋賀県高島市 安曇川町北船木、安曇川町下小川、安曇川町横江浜、安曇川町四津川、安曇川町南船木、今津町今津、今津町桂、今津町北仰、今津町浜分、今津町深清水、今津町南新保、鵜川、勝野、新旭町饗庭、新旭町旭、新旭町太田、新旭町針江、新旭町深溝、新旭町藁園、永田、マキノ町海津、マキノ町新保、マキノ町知内及びマキノ町西浜の各一部

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>数本の断層によって生じた断層崖により、琵琶湖北部の緑濃い山岳と湖水が一体となって、雄大かつ美しい自然景観を形づくる地域である。琵琶湖が全体として、平野湖の様相を呈している中で、変化に富んだ圍繞景観と眺望景観に恵まれている。植生的にはやや単調であるが、人為的影響があまりなく、全体としては良好なアカマツ林の自然的景観の地域として扱えられる。</p>	961
<p>伊吹山の南斜面であり、石灰岩特有の植生、地形が特徴である。山麓には伊吹スキー場がある。</p>	456
<p>湖岸沿いに砂浜や松林が連続し、白砂青松の湖岸が展開しており、水泳場となっている地域も多い。また新旭町の湖岸にはヨシ原と湖畔林が広がり、水鳥の飛来も多い。 J R湖西線の開通に加え、国道161号バイパスが整備されると、今後は保健休養の場として一層利用の増進が見込まれる湖岸である。</p>	238

名 称	区 域
湖 東 北 部 湖 岸	<p>滋賀県彦根市 石寺町、稲里町、清崎町、薩摩町、下岡部町、新海町、田附町、日夏町、古沢町、松原町、三津屋町及び南三ッ谷町の各一部</p> <p>滋賀県長浜市 大浜町、川道町、下八木町、高橋町、早崎町、南浜町、八木浜町、湖北町今西、湖北町延勝寺、湖北町尾上、湖北町津里及び湖北東尾上町の各一部</p> <p>滋賀県米原市 朝妻筑摩、磯、宇賀野及び世継の各一部</p>
靈 仙 山	<p>滋賀県米原市 上丹生の一部</p> <p>滋賀県犬上郡多賀町 大字靈仙の一部</p>
比 良 山	<p>滋賀県大津市 荒川、葛川梅ノ木町、葛川木戸口町、葛川坊村町、葛川細川町、葛川貫井町、北比良、木戸および大物の各一部</p> <p>滋賀県高島市内 国有林近畿地域施業計画区大津事業区 7林班の全部</p> <p>滋賀県高島市 鵜川及び音羽の各一部</p>

地区の概要	面積 (ha)
<p>長浜市および彦根市の市外地部の湖岸を除き、比較的 natura が残されている湖岸である。旧湖北町から旧びわ町にかけての湖岸はヨシ原や湖畔林が連続し、水鳥の飛来も多い。</p> <p>市街地部を除いて、長浜市から彦根市の湖岸は砂浜やマツ林等の自然的資源が湖岸景観を形づくっており、彦根市新海町の湖岸は水泳場として賑いをみせている。また、この地域の湖岸の背後地には磯山、佐和山、荒神山等の孤立山塊があり、比較的単調な湖辺景観に立体的なアクセントを添えている。</p>	527
<p>霊仙山山麓の米原市上丹生地域は醒井の溪谷美が美しく野鳥の宝庫である。また、霊仙寺山頂部は緩斜面にブナ林と自然草原（ススキ、クマザサ）が発達している。春秋には亜高性の草木が美しい。</p>	266
<p>花折断層と琵琶湖で区切られた南北に長い地塁山地であり琵琶湖に迫って屏風のように屹立する景観は圧巻である。山腹はアカマツの二次林又はスギ、ヒノキの植林地であるが700m以上はブナーミズナラ林、山頂部はブナ、アシウスギ林が優占している。また、準平原状の山頂部には小女郎ヶ池や八雲が原等の湿原も見られる。こうした良質な自然状況を反映して生息する動物も多様性に富んでいる。</p>	1,774

名 称	区 域
湖 西 南 部 湖 岸 (旧志賀町)	滋賀県大津市 荒川、小野、北小松、北比良、木戸、大物、八屋戸、南小松、南比良、南船路、和邇今宿、和邇北浜、和邇中浜及び和邇南浜の各一部
沖 島	滋賀県近江八幡市 沖島町
織 山 ・ 安 土 山	滋賀県東近江市内 国有林近畿地域施業計画区大津事業区 85林班の全部 滋賀県近江八幡市 安土町石寺、安土町桑実寺、安土町下豊浦及び安土町宮津の各一部 滋賀県東近江市 猪子町、伊庭町、北須田町、五個荘石馬寺町、五個荘川並町、五個荘清水鼻町、五個荘日吉町、佐生町、佐野町、能登川町及び南須田町の各一部
西の湖 ・ 長命寺川 (水郷)	滋賀県近江八幡市 浅小井町、北津田町、北之庄町、白王町、長命寺町、中之庄町、円山町、南津田町、安土町下豊浦及び安土町常楽寺の各一部
八 幡 山	滋賀県近江八幡市 多賀町、船木町、南津田町及び宮内町の各一部

地区の概要	面積 (ha)
<p>白砂青松の景勝地で、保養地、水泳、野営の場として多くの人々に利用されているおり、今後も水辺利用を中心とするリゾート型の湖岸利用が見込まれている地域である。</p>	99
<p>琵琶湖の中で唯一住民が生活する場である。植生的にはアカマツの二次林であるが、対岸の奥島山とともに、水と緑濃い山岳が一体となった良好な湖景観を形成している。</p>	140
<p>旧安土町、織山（観音寺山）の孤立山塊である。 植生的にはアカマツの二次林であり、単調な植生を反映して動物相もこれといったものはないが、両山とも歴史的な文化遺産として国の特別史跡、史跡に指定されている。多くの人々が安土城跡や観音正寺等を訪れている。</p>	741
<p>琵琶湖の周辺にあったヨシ原が干拓等により減少してきた中であって、大規模にヨシ原が残された地域であり、昔日の湖辺を偲ばせる水郷風景が展開している。</p>	367
<p>アカマツの二次林の孤立山塊であるが、瑞龍寺の歴史的遺産と一体となった自然地であり、山頂からの湖東平野、琵琶湖の眺望が優れている。</p>	142

名 称	区 域
湖 南 ・ 中 部 湖 岸	<p>滋賀県近江八幡市内 国有林近畿地域施業計画区大津事業区 82林班の全部並びに74林班から79林班の各一部</p> <p>滋賀県近江八幡市 沖島町、佐波江町、白王町、長命寺町、津田町、中之庄町、 野村町、牧町及び南津田町の各一部</p> <p>滋賀県草津市 下物町、北山田町、下笠町、新浜町、南山田町及び矢橋町の 各一部</p> <p>滋賀県守山市 今浜町の一部</p> <p>滋賀県野洲市 菖蒲、安治、野田及び吉川の各一部</p> <p>滋賀県東近江市 伊庭町、乙女浜町、栗見新田町、栗見出在家町、大中町、福 堂町及び山路町の各一部</p>
比 叡 山	<p>滋賀県大津市内 国有林近畿地域施業計画区大津事業区 16林班及び20林班の各一部</p> <p>滋賀県大津市 逢坂二丁目、大谷町、園城寺町、神出開町、小関町、坂本一 丁目、坂本五丁目、坂本本町、神宮町、南志賀一丁目、南滋 賀町及び山中町の各一部</p> <p>京都府京都市 左京区一乗寺、修学院及び八瀬の各一部</p>
音 羽 山	<p>滋賀県大津市内 国有林近畿地域施業計画区大津事業区 20林班及び22林班の各一部</p> <p>滋賀県大津市 梅林町、逢坂一丁目、音羽台、鶴の里、東浦垣内町及び松本 本宮町の各一部</p>

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>近江八幡市の奥島山は中部地域で唯一の山岳と湖水が一体となった優れた自然的景観が見られ、ここにある国民休暇村（集団施設地区）を訪れる人々も多い。</p> <p>一方、湖岸堤管理用道路が築造された地域では、前面の緑地や砂浜、樹林を対象に公園区域とする。相当人為的影響を受けた地域ではあるが、主要な河川の河口部にはヨシ等の水性植物も分布している。</p> <p>また、守山市から近江八幡市にかけての砂浜は水泳場、野営場のほか、ウィンドサーフィン等のマリンスポーツの場として大いに利用されている。</p>	570
<p>比叡山地域は延暦寺、三井寺等を中心とする史跡文化財探勝型および都市近郊型自然利用地として位置付けられる自然公園であり、ここを通過する東海自然歩道も最も利用の多い区間である。延暦寺境内は植林地も広範囲に広がっているが、自然樹林地にはニホンザルが生息しており、またこの地域一帯は多様な鳥類の生息地として著名で、鳥類繁殖地として国の天然記念物にも指定されている。</p>	1,488
<p>大津市の中心市街地の背後に位置する山地であり、東海自然歩道を中心に都市近郊型自然利用がなされている。</p>	104

名 称	区 域
石 山 ・ 瀬 田 川	滋賀県大津市 石山外畑町、石山寺一丁目、大石曾東町、大石中町、大石東町、大石淀町、唐橋町、瀬田橋本町、田上関津町、平津一丁目及び蛭谷の各一部
宇 治	京都府宇治市 池ノ尾、宇治、志津川及び槇島町の各一部 京都府綴喜郡宇治田原町 大字高尾及び大字禅定寺の各一部
琵琶湖の一部	
合	

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>大津市南郷までの市街地に接する地域には取り上げるべき自然はあまりないが、瀬田川河畔に点在するヤナギ、アカマツや石山寺周辺のシイ林等の緑は、瀬田唐橋や石山寺などの歴史的遺産と相まって独特の風景を醸し出している。大石以南から京都府にかけては、急峻な山が瀬田川に迫り美しい溪谷美を形づくっている。</p>	456
<p>本地区は、琵琶湖に源を発し、宇治川ラインと称される古生層の岩石が露出した景観上大変優れた宇治川が流下しており、また下流の平野部分には、平等院をはじめとする史跡名勝が多数あり、多くの観光客が四季を通じて訪れる。</p>	325
<p>琵琶湖のうち、最北端部分（第1種特別地域）ならびに港湾区域および漁港区域を除いた区域であり、日本一の大湖としての雄大な湖水景観を呈している。</p>	62,628
計	71,282

(エ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表12：第3種特別地域総括表)

府 県 名	区 域	面 積 (ha)	
滋 賀 県	<p>大津市内</p> <p>国有林近畿地域施業計画区大津事業区 8林班から10林班、14林班、21林班及び23林班から27林班までの全部並びに15林班、16林班、20林班及び28林班の各一部</p>	5,375	
	<p>大津市</p> <p>滋賀里町乙及び滋賀里町甲の全部並びに穴太三丁目、荒川、石山内畑町、石山外畑町、石山南郷町、逢坂一丁目、大石曾束町、仰木町、大谷町、小野、葛川木戸口町、葛川坂下町、北大路三丁目、北小松、北比良、木戸、国分二丁目、栗原、坂本一丁目、坂本本町、滋賀里一丁目、膳所池ノ内町、膳所雲雀丘町、膳所平尾町、膳所焼野町、高砂町、大物、錦織一丁目、錦織町、八屋戸、比叡平一丁目、比叡平三丁目、比叡平二丁目、東浦垣内町、藤尾奥町、南小松、南志賀一丁目、南滋賀町、南志賀二丁目、南比良、南船路、山上町及び山中町、和邇今宿、和邇北浜及び和邇南浜の各一部</p>		
	<p>長浜市</p> <p>湖北町延勝寺、湖北町山本、高月町磯野、高月町片山、高月町熊野、高月町西野、高月町松尾、木之本町赤尾、木之本町大音、木之本町北布施、木之本町黒田、木之本町西山、木之本町飯浦、余呉町坂口、余呉町下余呉、西浅井町大浦、西浅井町塩津浜、西浅井町菅浦、西浅井町月出、西浅井町祝山及び西浅井町山田</p>	2,160	
	<p>近江八幡市内</p> <p>国有林近畿地域施業計画区大津事業区 80林班の全部並びに 75林班から79林班の各一部</p> <p>近江八幡市</p> <p>沖島町、北津田町、北之庄町、白王町、長命寺町及び円山町の各一部</p>	477	

府 県 名	区 域	面 積 (ha)		
滋 賀 県	高島市内 1 林班から 3 林班、5 林班、6 林班、513 林班から 522 林班及び 535 林班から 546 林班の全部並びに 511 林 班及び 512 林班の各一部	6,766		
	高島市 安曇川町北船木、安曇川町下小川、安曇川町四津 川、今津町天増川、今津町梅原、今津町桂、今津町 北仰、今津町角川、今津町浜分、今津町日置前、今 津町深清水、鶉川、音羽、勝野、黒谷、鹿ヶ瀬、新 旭町饗庭、新旭町旭、新旭町太田、新旭町針江、新 旭町深溝、新旭町藁園、マキノ町在原、マキノ町石 庭、マキノ町大沼、マキノ町海津、マキノ町白谷、 マキノ町新保、マキノ町辻、マキノ町中庄及びマキ ノ町牧野の各一部			
	米原市 大久保、上板並、樽ヶ畑、下板並、上平寺、藤川、 弥高及び吉槻の各一部			1,844
	犬上郡多賀町 大字霊仙の一部			473
		小 計	17,095	

府 県 名	区 域	面 積 (ha)	
京 都 府	京都市 左京区一乗寺の一部	50	
	宇治市 池ノ尾、宇治、志津川、白川および槇島町の各一部	595	
	綴喜郡宇治田原町 大字高尾及び大字禅定寺の各一部	275	
		小 計	920
合 計		18,015	

(表13：第3種特別地域内訳表)

名 称	区 域
湖 北 山 岳 湖 岸	<p>滋賀県長浜市 湖北町延勝寺、湖北町山本、高月町磯野、高月町片山、高月町熊野、高月町西野、高月町松尾、木之本町赤尾、木之本町大音、木之本町北布施、木之本町黒田、木之本町西山、木之本町飯浦、余呉町坂口、余呉町下余呉、西浅井町大浦、西浅井町塩津浜、西浅井町菅浦、西浅井町月出、西浅井町祝山及び西浅井町山田の各一部</p> <p>滋賀県高島市 マキノ町海津の一部</p>
野 坂 山 地	<p>滋賀県高島市内 国有林近畿地域施業計画区大津事業区 513林班から522林班及び535林班から546林班までの全部並びに511林班及び512林班の各一部</p> <p>滋賀県高島市 今津町天増川、今津町梅原、今津町深清水、今津町角川、今津町日置前、マキノ町在原、マキノ町石庭、マキノ町大沼、マキノ町白谷、マキノ町辻及びマキノ町牧野の各一部</p>

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>琵琶湖北部の山岳と湖水が一体となった地域で、湖水に接する第1種および第2種特別地域を除く広範な地域である。植生はほとんどアカマツの二次林で、部分的に植林が介在している。</p>	<p style="text-align: right;">2,353</p>
<p>福井県境に接する国有林を含む野坂山地に接している公園区域である。マキノスキー場周辺を除きブナ、ミズナラクラスの比較的自然性の高い二次林が優占しているほか、日本海型気候との接点であり、植物相もきわめて豊富である。</p>	<p style="text-align: right;">5,091</p>

名 称	区 域
伊 吹 山	滋賀県米原市 大久保、上板並、下板並、上平寺、藤川、弥高および大字吉槻の各一部
湖 西 北 部 湖 岸	滋賀県高島市 安曇川町北船木、安曇川町下小川、安曇川町四津川、今津町深清水、今津町桂、今津町北仰、今津町浜分、新旭町饗庭、新旭町旭、新旭町太田、新旭町針江、新旭町深溝、新旭町藁園、マキノ町大沼、マキノ町新保及びマキノ町中庄の各一部
霊 仙 山	滋賀県米原市 樽ヶ畑の一部 滋賀県犬上郡多賀町 大字霊仙の一部
比 良 山	滋賀県大津市内 国有林近畿地域施業計画区大津事業区 8林班から10林班の全部 滋賀県大津市 荒川、葛川木戸口町、葛川坂下町、北小松、北比良、木戸、栗原、大物、八屋戸、南小松、南比良、南船路及び和邇北浜の各一部 滋賀県高島市内 国有林近畿地域施業計画区大津事業区 1林班から3林班及び5林班から6林班の全部 滋賀県高島市 鶴川、音羽、勝野、黒谷及び鹿ヶ瀬の各一部

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>石灰岩地帯であり、伊吹山山頂より北側で岐阜県と接する秀山周辺はクロモジブナ群集、ミズナラ群集など自然性の高い植生が広がる。一方伊吹山南面山麓部はクヌギ、コナラの二次林とスギ、ヒノキの植林地が広がっている。</p>	1,750
<p>湖西の白砂青松の背後地における緩衝地帯として、湖辺景観の保全を図る必要のある地域である。特に旧新旭町の湖岸部は湖岸堤より内陸側にヨシ原や樹林帯が残在している。</p>	160
<p>霊仙山は伊吹山と肩を並べる湖北きっての名山である。 まだ観光地化されておらず、美しい自然が残されている。 一帯が石灰岩地帯であり、好石灰植物の多いことや、日本海的要素、北日本的要素の植物も混じっていることが特徴である。</p>	567
<p>比良山系の東斜面に相当する公園区域で、アカマツ、コナラの二次林が優占する。琵琶湖から屹立する雄大な斜面を構成しているが、地質は花崗岩の風化地であり、ガレ場が各所に見られる。</p>	4,188

名 称	区 域
湖 西 南 部 湖 岸 (旧志賀町)	滋賀県大津市 荒川、小野、北比良、木戸、大物、八屋戸、南比良、南船路、和邇今宿、和邇北浜及び和邇南浜の各一部
八 幡 山	滋賀県近江八幡市 北津田町、北之庄町及び円山町の各一部
湖 南 ・ 中 部 湖 岸	滋賀県近江八幡市内 国有林近畿地域施業計画区大津事業区 80林班の全部並びに75林班から79林班の各一部 滋賀県近江八幡市 沖島町、白王町及び長命寺町の各一部
比 叡 山	滋賀県大津市内 国有林近畿地域施業計画区大津事業区 14林班の全部並びに15林班、16林班及び20林班の各一部 滋賀県大津市 滋賀里町乙及び滋賀里町甲の全部並びに穴太三丁目、仰木町、大谷町、坂本一丁目、坂本本町、滋賀里一丁目、高砂町、錦織一丁目、錦織町、比叡平一丁目、比叡平二丁目、比叡平三丁目、藤尾奥町、南志賀一丁目、南滋賀町、南志賀二丁目、山上町及び山中町の各一部 京都府京都市 左京区一乗寺の一部
音 羽 山	滋賀県大津市内 国有林近畿地域施業計画区大津事業区 21林班及び23林班から27林班の全部並びに20林班及び28林班の一部 滋賀県大津市 逢坂一丁目、北大路三丁目、国分二丁目、膳所池ノ内町、膳所雲雀丘町、膳所平尾町及び膳所焼野町の各一部

地区の概要	面積 (ha)
<p>白砂青松の湖岸の背後地における緩衝地帯であり、主として保養施設等が立地している地域であり、湖辺における風致景観の保全を図る。</p>	56
<p>八幡山東部の山地であり、アカマツの二次林が主体であるが、西の湖を中心とする水郷景観に接して、これに立体的な空間構成を与える役割をもつ山塊である。</p>	98
<p>近江八幡市の奥島山は中部地域で唯一の山岳湖岸景観が見られる地域である。植生的にはアカマツの二次林と植林地であるが、湖と山地が一体となった立体的で変化に富んだ優れた自然景観が見られる。</p>	380
<p>比叡山においておおむね延暦寺境内を除く山地部に指定する特別地域であり、アカマツの二次林に植林地が混在している。主要地方道が通過していることもあり、比較的開発圧を受けている地域であるが、花崗岩の風化土地帯であり、山麓部が市街地であることから、自然災害等の防止面から自然の保護を図る必要がある地域である。</p>	1, 273
<p>大津市の中心街地の背後に位置する山地であり、東海自然歩道が山稜部を通過している。 山頂付近また林間から、琵琶湖や大津市街地の眺望を楽しめる。</p>	725

名 称	区 域
瀬 田 川	滋賀県大津市 石山内畑町、石山外畑町、石山南郷町及び大石曾東町の各一部
宇 治	京都府宇治市 池ノ尾、宇治、志津川、白川及び槇島町の各一部 京都府綴喜郡宇治田原町 大字高尾及び大字禅定寺の各一部
合	

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>瀬田川溪谷の右岸側から岩間山にかけての山地である。</p> <p>アカマツの二次林の中に植林地が介在し、植生的には特にとりあげるものはないが、瀬田川の溪谷美を構成している山地である。</p>	504
<p>本地区は、宇治川の両岸の急峻な地形の山々から成り、優れた溪谷美を成している。</p>	870
計	18,015

イ 普通地域

普通地域は次のとおりである。

(表14：普通地域表)

府 県 名	区 域	面 積 (ha)	
滋 賀 県	大津市 石山千町、石山寺一丁目、石山寺辺町及び北比良の各一部	124	
	彦根市 石寺町、松原町及び三津屋町の各一部	166	
	長浜市 下坂浜町、平方町、木之本町飯浦、木之本町山梨子、余呉町川並、西浅井町菅浦及び西浅井町月出の各一部	31	
	近江八幡市 沖島町、長命寺町、及び安土町下豊浦の各一部	20	
	高島市 安曇川町北船木の一部	3	
	米原市 磯、伊吹、上野、上丹生及び樽ヶ畑の各一部	806	
	犬上郡多賀町 大字河内及び大字霊仙の一部	528	
	琵琶湖の一部	1,509	
	合 計		3,187

ウ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有別面積

(表15：地域地区別土地所有別面積総括表)

地域区分		特別保護地区							地	
地種区分		特別保護地区			第1種			第2種		
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	
滋賀県	土地所有別面積	38	96	19	4,264	165	535	64,206	1,798	
	地種区分別面積				4,964					
	地域地区別面積	153								
	地域別面積									
京都府	土地所有別面積	-	-	-	-	-	-	155	37	
	地種区分別面積				-					
	地域地区別面積	-								
	地域別面積									
合計	土地所有別面積	38	96	19	4,264	165	535	64,361	1,835	
	地種区分別面積 (比率)				4,964 (5.1)					
	地域地区別面積 (比率)	153 (0.2)								
	地域別面積 (比率)									

(単位：面積ha, 比率%)

域				普通地域			合計		
第3種									
私	国	公	私	国	公	私	国	公	私
4,555	3,570	5,198	8,327	1,519	37	1,631	73,597	7,294	15,067
70,559	17,095								
92,618									
92,771				3,187			95,958		
531	-	96	824	-	-	-	155	133	1,355
723	920								
1,643									
1,643				-			1,643		
5,086	3,570	5,294	9,151	1,519	37	1,631	73,752	7,427	16,422
71,282	18,015								
(73.0)	(18.5)								
94,261									
(96.6)									
94,414				3,187			97,601		
(96.7)				(3.3)			(100.0)		

(イ) 地域地区別市町別面積

(表16：地域地区市町別面積総括表)

(単位：ha)

地域地区 市町村名		特別地域					普通地域	合計	
		特別 保護 地区	第1種	第2種	第3種	計			
滋 賀 県	大津市	-	358	3,076	5,375	8,809	124	8,933	
	彦根市	-	23	364	-	387	166	553	
	長浜市	60	71	973	2,160	3,264	31	3,295	
	近江八幡市	-	17	1,152	477	1,646	20	1,666	
	草津市	-	-	79	-	79	-	79	
	守山市	-	-	11	-	11	-	11	
	野洲市	-	-	36	-	36	-	36	
	高島市	38.2	231	785	6,766	7,820.2	3	7,823.2	
	東近江市	-	-	683	-	683	-	683	
	米原市	54.8	-	658	1,844	2,556.8	806	3,362.8	
	犬上郡	多賀町	-	-	114	473	587	528	1,115
	琵琶湖湖面		-	4,264	62,628	-	66,892	1,509	68,401
小計		153	4,964	70,559	17,095	92,771	3,187	95,958	
京 都 府	京都市	-	-	398	50	448	-	448	
	宇治市	-	-	288	595	883	-	883	
	綴喜郡	宇治田原町	-	-	37	275	312	312	
小計		-	-	723	920	1,643	-	1,643	
合計		153	4,964	71,282	18,015	94,414	3,187	97,601	

(5) 保護施設計画

保護施設を次のとおりとする。

(表17：保護施設表)

番号	種 類	位 置
1	植生復元施設	滋賀県長浜市（早崎）
3	自然再生施設	滋賀県米原市（伊吹山）
4	自然再生施設	滋賀県大津市、草津市、守山市、野洲市、近江八幡市、東近江市、彦根市、米原市、長浜市及び高島市（琵琶湖岸）

整 備 方 針	旧計画との関係
カワウの異常繁殖により被害をうけた植生の、復元を図るための施設を整備する。	平成8年4月17日告示
伊吹山山頂及びその周辺部のお花畑において、利用者による踏みつけ、採草等が行われなくなったことによる植生遷移の進行、外来植物の侵入等により優れた自然景観への影響が生じていることから、自然再生のための所要の整備を行う。	平成20年12月10日告示
水質の汚濁に留意し、ヨシ群落の再生を実施する。	新規

(6) 利用施設計画

ア 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表18：集団施設地区表)

番号	名称	区	域
1	四明岳	京都府京都市左京区（修学院）および滋賀県大津市（坂本本町）の各一部	

整備方針	面積 (h a)	旧計画との関係
道路、園地、駐車場、休憩所、展望施設および植物園等の施設を整備する。	30.0	昭和37年11月9日 位置告示

(注) 四明岳集団施設地区の区域及び詳細計画の決定は、引き続き利用の動向等をふまえた上、検討していくものとする。

番号	名 称	区 域	計 画 目 標	整備計画区及び 基盤施設
2	近江舞子	滋賀県大津市 南小松、 字男松、 字カヤ、 字北カヤ、 字五反田、 字土川、 字南カヤ及び 字四分一 の各一部	<p>当地区は旧志賀町の北部に位置し、J R湖西線と琵琶湖に囲まれた約48ヘクタールの地で、白砂青松の自然環境に恵まれた風光明媚な景勝地である。</p> <p>当地区は水泳場として広く京阪神および県民に利用され、親しまれており、琵琶湖を含む自然景観を適正に利用する場として計画し、必要な施設の整備を図るものとする。</p>	北部区
				内湖東部区
				内湖南部区
				比良川隣接区
				内湖西部区
				舟溜南区
				湖岸南区
				内湖区
				西部外縁区
				内湖南西部区
				内湖北部区
				湖岸区
				道路

整備方針	面積 (ha)			旧計画との関係
本地区は家棟川に面しており、当集団施設地区の北部の利用拠点として位置付け、ホテル等の整備を図る。	4.8			昭和37年11月9日 位置告示
本地区は湖岸区の中心にあり、従来から園地整備を進めていたところであるが、引き続き小規模宿泊施設等の整備を図る。	1.1			
本地区は湖岸区および内湖南部区の中心にあり、従来から園地整備を進めていたところであるが、引き続き小規模な宿泊施設等の整備を図る。	4.0			
本地区は比良川に面しており、当集団施設地区の南部の利用拠点として位置付け、ホテル等の整備を図る。	1.2			
コテージ、健康保養館等を中心とした宿泊施設の整備を図る。	6.4			
白砂青松および水辺を利用しての北部利用者のための野営場としてバンガロー等を中心とした施設整備を図る。	0.5			
白砂青松および水辺を利用しての南部利用者のための野営場としてバンガロー等を中心とした施設整備を図る。	0.7			
当集団施設地区の中心であり、内湖を利用した園地および舟遊場を中心とした施設の整備を図る。	13.1			
ターミナル、案内所、駐車場等を中心とした施設の整備を図る。	2.8			
運動広場およびテニスコート等を中心とした施設の整備を図る。	6.4			
舟遊場を中心とした施設の整備を図る。	3.4			
水泳場を中心とした施設の整備を図る。	3.7			
地区内の探勝や安全で快適な連絡を図るため必要な改良を行う。	—			
面 積 計	国	公	私	
	21.2	2.5	24.4	
	48.1			

番号	名 称	区 域	計 画 目 標	整備計画区及び 基盤施設
3	近江八幡	滋賀県近江八幡市内 国有林近畿地域施業 計画区 大津事業区 78林班及び 79林班 の各一部 滋賀県近江八幡市 沖島町 字宮ヶ浜及び 字小田が浜 の各一部	当地区は、琵琶湖東岸中 心部に位置し、自然環境に 恵まれた景勝地である。琵琶 湖を含む自然景観を保持 しつつ、国民の健康的な野 外活動の場及び琵琶湖東岸 の自然探勝の拠点として国 民休暇村が整備されてお り、今後も、地区の特性を 生かし、利用形態にふさわ しい施設の充実を図る。	宮が浜 第1中央区
				宮が浜 東部区
				宮が浜 南部区
				宮が浜 西部区
				宮が浜 第2中央区
				小田が浜 北部区
				小田が浜 南部区
				湖岸区
				給水施設
				排水施設

整備方針	面積 (ha)			旧計画との関係
宮が浜地区の中央部の砂浜湖岸側の平坦地で、当集団施設地区の宿泊利用の拠点として整備する。	0.7			昭和37年11月9日 位置告示
奥島山の山すそのアカマツ林に囲まれた高台で、団体利用を主とした宿泊施設を整備する。	0.9			昭和58年10月25日 区域指定
奥島山山麓のアカマツ林を主とする緩傾斜地で、野営のためのキャンプサイト、炊事棟等を整備する。	2.5			
宮が浜地区西部の砂浜湖岸に面し、奥島山から連なるやや傾斜のある平坦地で、休憩、ピクニック、散策等の利用のための施設を整備する。	2.1			
宮が浜地区の県道沿いで、当集団施設地区の入口部として中心的な広場、駐車場、休憩所等を整備する。	2.6			
奥島山の山麓に囲まれた小田が浜地区湖岸側の県道沿いの地区で、運動施設利用者のための広場、駐車場等を整備する。	0.9			
小田が浜地区のアカマツ林に囲まれた山麓の盆地で、運動広場、テニスコート、休憩所等を整備する。	2.9			
遠浅の砂浜湖岸で水質も清澄でかつ沖の島、比良山山系も一望できる景勝地であり、水辺利用者のための休憩所、公衆便所、舟遊場等を整備する。	1.8			
当集団施設地区の専用水道として琵琶湖から取水し、飲料水として利用するための諸施設を整備する。	—			
各地区からの汚排水を処理するための諸施設を整備する。	—			
面積計	国	公	私	
	5.1	9.3	—	
	14.4			

イ 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表19：単独施設表)

番号	種 類	位 置
1	園 地	滋賀県大津市 (坂本本町)
2	園 地	滋賀県大津市 (坂本本町)
3	野 営 場	滋賀県大津市 (坂本本町)
4	博物展示施設	滋賀県大津市 (坂本本町)
5	園 地	滋賀県大津市 (東浦垣内町)
6	案 内 所	滋賀県大津市 (唐橋町)
7	園 地	滋賀県大津市 (国分二丁目)
8	園 地	滋賀県大津市 (石山内畑町)
9	宿 舎	滋賀県大津市 (大石淀町)
10	水 泳 場	滋賀県近江八幡市 (沖島町)
11	給 水 施 設	滋賀県近江八幡市 (沖島町)
12	野 営 場	滋賀県近江八幡市 (奥島山国有林)
13	園 地	滋賀県近江八幡市 (長命寺町)
14	野 営 場	滋賀県近江八幡市 (長命寺町)
15	水 泳 場	滋賀県近江八幡市 (長命寺町)
16	園 地	滋賀県近江八幡市 (円町、白玉町、北之庄町)
17	園 地	滋賀県近江八幡市 (牧町)
18	野 営 場	滋賀県近江八幡市 (牧町)
19	水 泳 場	滋賀県近江八幡市 (牧町)
20	野 営 場	滋賀県近江八幡市 (佐波江町)
21	水 泳 場	滋賀県近江八幡市 (佐波江町)

整備方針	旧計画との関係
東海自然歩道の路傍休憩地として充実を図る。	昭和47年 2月21日告示
東海自然歩道の路傍休憩地として充実を図る。	昭和47年 2月21日告示
既存施設を公園計画に位置付ける。	平成 4年 5月21日告示
比叡山自然教室として充実を図る。	昭和47年12月22日告示
東海自然歩道の路傍休憩地として充実を図る。	昭和47年2月21日告示
東海自然歩道の案内所として充実を図る。	昭和47年12月22日告示
東海自然歩道の路傍休憩地として充実を図る。	昭和47年 4月19日告示
東海自然歩道の路傍休憩地として充実を図る。	昭和47年 2月21日告示
瀬田川南部地区の公園利用拠点として整備する。	平成 4年 5月21日告示
既存の水泳場を公園計画に位置付ける。	平成 4年 5月21日告示
集団施設地区の附帯施設として充実を図る。	昭和59年 5月 9日告示
キャンプ場として充実を図る。	昭和57年 4月28日告示
周遊基地として充実を図る。	昭和57年 4月14日告示
既存施設を公園計画に位置付ける。	平成 4年 5月21日告示
既存の水泳場を公園計画に位置付ける。	平成 4年 5月21日告示
自然観察地として充実を図る。	昭和57年 4月14日告示
休養園地として充実を図る。	昭和53年 8月 4日告示
既存施設を公園計画に位置付ける。	平成 4年 5月21日告示
既存の水泳場の充実を図る。	昭和47年 3月31日告示
既存施設を公園計画に位置付ける。	平成 4年 5月21日告示
既存の水泳場を公園計画に位置付ける。	平成 4年 5月21日告示

番号	種 類	位 置
22	宿 舎	滋賀県大津市 (比良山)
23	ス キ ー 場	滋賀県大津市 (比良山)
24	給 水 施 設	滋賀県大津市 (比良山)
25	排 水 施 設	滋賀県大津市 (比良山)
26	汚物処理施設	滋賀県大津市 (比良山)
27	案 内 所	滋賀県大津市 (北小松)
28	野 営 場	滋賀県大津市 (北小松)
29	宿 舎	滋賀県大津市 (木戸)
30	避 難 小 屋	滋賀県大津市 (木戸)
31	休 憩 所	滋賀県大津市 (木戸)
32	展 望 所	滋賀県大津市 (木戸)
33	ス キ ー 場	滋賀県大津市 (木戸)
34	駐 車 場	滋賀県大津市 (木戸)
35	給 水 施 設	滋賀県大津市 (木戸)
36	宿 舎	滋賀県大津市 (大物)
37	園 地	滋賀県野洲市 (吉川)
38	水 泳 場	滋賀県野洲市 (吉川)
39	野 営 場	滋賀県野洲市 (菖蒲)
40	水 泳 場	滋賀県野洲市 (菖蒲)
41	博物展示施設	滋賀県近江八幡市 (安土町下豊浦)
42	野 営 場	滋賀県東近江市 (五個荘川並)
43	園 地	滋賀県米原市 (上野)

整備方針	旧計画との関係
既存施設の充実を図る。	昭和62年1月21日告示
既存スキー場の質的充実を図る	昭和62年1月21日告示
既存施設の充実を図る。	昭和62年1月21日告示
既存施設の充実を図る。	昭和62年1月21日告示
既存施設の充実を図る。	昭和62年1月21日告示
既存施設を公園計画に位置付ける。	平成4年5月21日告示
既存施設を公園計画に位置付ける。	平成4年5月21日告示
宿泊施設を整備する。	昭和39年10月26日告示
緊急避難のための施設の整備を図る。	昭和39年10月26日告示
登山者のための休憩所として充実を図る。	昭和39年10月26日告示
展望所の整備を図る。	昭和39年10月26日告示
既存スキー場の質的充実を図る。	昭和39年10月26日告示
既存施設の充実を図る。	昭和39年10月26日告示
既存施設の充実を図る。	昭和39年10月26日告示
湖西南部海岸の公園利用拠点として整備を図る。	平成4年5月21日告示
既存施設を公園計画に位置付ける。	平成4年5月21日告示
既存の水泳場を公園計画に位置付ける。	平成4年5月21日告示
既存施設を公園計画に位置付ける。	平成4年5月21日告示
既存の水泳場を公園計画に位置付ける。	平成4年5月21日告示
既存施設を公園計画に位置付ける。	平成4年5月21日告示
既存施設を公園計画に位置付ける。	平成4年5月21日告示
展望、自然探勝のための園地の整備を図る。	昭和41年9月5日告示

番号	種類	位置
44	避難小屋	滋賀県米原市 (上野)
45	公衆便所	滋賀県米原市 (上野)
46	宿舎	滋賀県米原市 (伊吹山)
47	野営場	滋賀県米原市 (伊吹山)
48	スキー場	滋賀県米原市 (伊吹山)
49	宿舎	滋賀県長浜市 (湖北町今西、湖北町尾上)
50	野営場	滋賀県長浜市 (湖北町今西、湖北町尾上)
51	園地	滋賀県長浜市 (湖北町延勝寺)
52	休憩所	滋賀県長浜市 (湖北町延勝寺)
53	園地	滋賀県長浜市 (高月町片山)
54	園地	滋賀県長浜市 (早崎町) 滋賀県長浜市 (湖北町石川、湖北東尾上町、湖北町尾上、湖北町今西、湖北町延勝寺、湖北町津里、湖北町海老江) 滋賀県長浜市 (高月町片山)
55	休憩所	滋賀県長浜市 (高月町片山)
56	公衆便所	滋賀県長浜市 (高月町片山)
57	園地	滋賀県長浜市 (木之本町飯浦)
58	宿舎	滋賀県長浜市 (木之本町飯浦)
59	野営場	滋賀県長浜市 (木之本町飯浦)
60	給水施設	滋賀県長浜市 (木之本町飯浦) 滋賀県長浜市 (余呉町川並)
61	園地	滋賀県長浜市 (余呉町川並)
62	園地	滋賀県長浜市 (余呉町下余呉)

整備方針	旧計画との関係
緊急避難設備の充実を図る。	昭和41年9月5日告示
既存設備の充実を図る。	昭和41年9月5日告示
既存設備の充実を図る。	昭和62年1月21日告示
既存設備の充実を図る。	昭和62年1月21日告示
既存施設の質的充実を図る。	昭和62年1月21日告示
湖北湖岸の公園利用拠点として整備する。	平成4年5月21日告示
湖北湖岸に野営場を整備する。	平成4年5月21日告示
湖北の展望園地として充実を図る。	昭和46年3月15日告示
湖北の休憩地として充実を図る。	昭和48年6月13日告示
既存施設の充実を図る。	昭和46年3月15日告示
水鳥を採鳥する園地として充実を図る。	昭和57年4月14日告示
既存施設の充実を図る。	昭和48年2月12日告示
既存施設の充実を図る。	昭和46年3月15日告示
既存施設の充実を図る。	昭和46年3月19日告示
既存施設の充実を図る。	昭和46年3月19日告示
既存施設の充実を図る。	昭和46年3月19日告示
既存施設の充実を図る。	昭和47年10月30日告示
余呉湖畔の休憩園地として整備を図る。	昭和46年3月19日告示
余呉湖畔の休憩園地として整備を図る。	昭和46年3月19日告示

番号	種類	位置
63	案内所	滋賀県長浜市 (余呉町川並)
64	舟遊場	滋賀県長浜市 (余呉町川並)
65	園地	滋賀県長浜市 (西浅井町塩津浜) 滋賀県長浜市 (西浅井町飯浦)
66	園地	滋賀県長浜市 (西浅井町月出)
67	給水施設	滋賀県長浜市 (西浅井町月出、西浅井町八田部、西浅井町山田)
68	公衆便所	滋賀県長浜市 (西浅井町月出)
69	園地	滋賀県長浜市 (西浅井町山田)
70	宿舎	滋賀県長浜市 (西浅井町大浦)
71	野営場	滋賀県長浜市 (西浅井町大浦)
72	野営場	滋賀県長浜市 (西浅井町大浦)
73	運動場	滋賀県長浜市 (西浅井町大浦)
74	水泳場	滋賀県長浜市 (西浅井町大浦)
75	園地	滋賀県長浜市 (高月町片山)
76	園地	滋賀県長浜市 (西浅井町菅浦、西浅井町大浦)
77	宿舎	滋賀県長浜市 (西浅井町菅浦)
78	休憩所	滋賀県長浜市 (西浅井町菅浦)
79	休憩所	滋賀県長浜市 (西浅井町菅浦)
80	案内所	滋賀県長浜市 (西浅井町菅浦)
81	駐車場	滋賀県長浜市 (西浅井町菅浦) 滋賀県長浜市 (高月町片山)
82	給油施設	滋賀県長浜市 (西浅井町菅浦)

整備方針	旧計画との関係
余呉湖畔の案内所として充実を図る。	昭和46年3月19日告示
余呉湖畔の舟遊場として整備を図る。	昭和46年3月19日告示
既存施設の充実を図る。	昭和55年7月28日告示
既存施設の充実を図る。	昭和46年3月15日告示
既存施設の充実を図る。	昭和46年3月15日告示
既存施設の充実を図る。	昭和46年3月15日告示
既存施設の充実を図る。	昭和46年3月15日告示
既存施設の充実を図る。	昭和61年10月6日告示
既存施設の充実を図る。	昭和61年10月6日告示
既存施設を公園計画に位置付ける。	平成4年5月21日告示
既存施設の充実を図る。	昭和61年10月6日告示
既存の水泳場を公園計画に位置付ける。	平成4年5月21日告示
既存施設の充実を図る。	昭和46年3月15日告示
既存施設の充実を図る。	昭和52年3月2日告示
既存施設の充実を図る。	昭和46年3月15日告示
休憩所の整備を図る。	昭和46年3月15日告示
奥琵琶湖に休憩所施設を整備する。	平成4年5月21日告示
案内所の整備を図る。	昭和46年3月15日告示
既存施設の充実を図る。	昭和46年3月15日告示
公園道路利用のための給油施設の整備を図る。	昭和46年3月15日告示

番号	種 類	位 置
83	給 水 施 設	滋賀県長浜市 (西浅井町菅浦)
		滋賀県長浜市 (高月町片山)
84	博物展示施設	滋賀県長浜市 (西浅井町菅浦)
		滋賀県長浜市 (高月町片山)
85	ス キ ー 場	滋賀県高島市 (マキノ高原)
86	園 地	滋賀県高島市 (マキノ町牧野)
87	宿 舎	滋賀県高島市 (マキノ町牧野)
88	野 営 場	滋賀県高島市 (マキノ町牧野)
89	運 動 場	滋賀県高島市 (マキノ町牧野)
90	博物展示施設	滋賀県高島市 (マキノ町牧野)
91	宿 舎	滋賀県高島市 (マキノ町在原)
92	園 地	滋賀県高島市 (マキノ町海津)
		滋賀県伊香郡西浅井町 (大浦)
93	宿 舎	滋賀県高島市 (マキノ町海津)
94	野 営 場	滋賀県高島市 (マキノ町海津)
95	園 地	滋賀県高島市 (マキノ町西浜、マキノ町知内、マキノ町新保、マキノ町中庄、マキノ町大沼)
96	宿 舎	滋賀県高島市 (マキノ町西浜)
97	野 営 場	滋賀県高島市 (マキノ町知内、マキノ町西浜)
98	水 泳 場	滋賀県高島市 (マキノ町知内、マキノ町西浜)
99	園 地	滋賀県高島市 (今津町深清水、今津町桂、今津町北仰、今津町浜分、今津町南新保、今津町今津)
		滋賀県高島市 (新旭町饗庭)
100	橋	滋賀県高島市 (今津町深清水)

整備方針	旧計画との関係
既存施設の充実を図る。	昭和46年3月15日告示
自然に親しむための施設の整備を図る。	昭和46年3月15日告示
既存施設の充実を図る。	昭和61年1月21日告示
休養園地を整備する。	昭和50年9月22日告示
野坂山地山麓に宿舎を整備する。	平成4年5月21日告示
既存施設の充実を図る。	昭和50年9月22日告示
野坂山地山麓に運動施設を整備する。	平成4年5月21日告示
自然学習のための施設の整備を図る。	昭和50年9月22日告示
野坂山地山麓の公園利用拠点として整備する。	平成4年5月21日告示
既存施設の充実を図る。	昭和48年12月10日告示
既存施設を公園計画に位置付ける。	平成4年5月21日告示
既存施設を公園計画に位置付ける。	平成4年5月21日告示
既存施設の充実を図る。	昭和50年9月22日告示
既存施設の充実を図る。	昭和50年9月22日告示
キャンプ場を整備する。	昭和50年9月22日告示
既存の水泳場を公園計画に位置付ける。	平成4年5月21日告示
既存施設の充実を図る。	昭和57年4月14日告示
野坂山系における利用拠点として関連施設を整備する。	昭和63年12月23日告示

番号	種 類	位 置
101	園 地	滋賀県高島市 (今津町深清水)
102	野 営 場	滋賀県高島市 (今津町深清水)
103	給 水 施 設	滋賀県高島市 (今津町深清水)
104	排 水 施 設	滋賀県高島市 (今津町深清水)
105	汚物処理施設	滋賀県高島市 (今津町深清水)
106	博物展示施設	滋賀県高島市 (今津町深清水)
107	宿 舎	滋賀県高島市 (箱館山)
108	ス キ ー 場	滋賀県高島市 (箱館山)
109	園 地	滋賀県高島市 (今津町今津)
110	園 地	滋賀県高島市 (安曇川町北船木、安曇川町南船木)
111	宿 舎	滋賀県高島市 (安曇川町北船木)
112	野 営 場	滋賀県高島市 (安曇川町北船木)
113	野 営 場	滋賀県高島市 (安曇川町下小川)
114	水 泳 場	滋賀県高島市 (安曇川町下小川)
115	園 地	滋賀県高島市 (永田、勝野) 滋賀県高島市 (安曇川町下小川、安曇川町横江)
116	宿 舎	滋賀県高島市 (永田)
117	野 営 場	滋賀県高島市 (永田)
118	水 泳 場	滋賀県高島市 (永田)
119	舟 遊 場	滋賀県高島市 (永田)
120	園 地	滋賀県高島市 (勝野、鵜川)
121	野 営 場	滋賀県高島市 (鵜川)

整備方針	旧計画との関係
野坂山系における利用拠点として関連施設を整備する。	昭和63年12月23日告示
野坂山系における利用拠点として関連施設を整備する。	昭和63年12月23日告示
野坂山系における利用拠点として関連施設を整備する。	昭和63年12月23日告示
野坂山系における利用拠点として関連施設を整備する。	昭和63年12月23日告示
野坂山系における利用拠点として関連施設を整備する。	昭和63年12月23日告示
野坂山系における利用拠点として関連施設を整備する。	昭和63年12月23日告示
既存施設の充実を図る。	昭和61年1月21日告示
既存施設の質的充実を図る	昭和61年1月21日告示
既存施設の充実を図る。	昭和48年12月10日告示
既存施設の充実を図る。	昭和57年4月14日告示
既存施設を公園計画に位置付ける。	平成4年5月21日告示
既存施設を公園計画に位置付ける。	平成4年5月21日告示
既存施設を公園計画に位置付ける。	平成4年5月21日告示
既存の水泳場を公園計画に位置付ける。	平成4年5月21日告示
既存施設を公園計画に位置付ける。	昭和50年2月12日告示
既存施設の充実を図る。	昭和47年9月21日告示
既存施設の充実を図る。	昭和44年3月31日告示
既存施設の充実を図る。	昭和44年3月31日告示
既存施設の充実を図る。	昭和44年3月31日告示
既存施設の充実を図る。	昭和48年12月10日告示
既存施設を公園計画に位置付ける。	平成4年5月21日告示

番号	種 類	位 置
122	水 泳 場	滋賀県高島市 (鵜川)
123	野 営 場	滋賀県高島市 (鹿ヶ瀬)
124	野 営 場	滋賀県高島市 (新旭町深溝)
125	園 地	滋賀県高島市 (新旭町饗庭、新旭町旭、新旭町針江、新旭町深溝、新旭町藁園、新旭町太田)
126	宿 舎	滋賀県高島市 (新旭町藁園)
127	休 憩 所	滋賀県高島市 (新旭町藁園)
128	野 営 場	滋賀県高島市 (新旭町藁園)
129	案 内 所	滋賀県大津市 (比良山)
130	野 営 場	滋賀県高島市 (今津町浜分)
131	水 泳 場	滋賀県高島市 (今津町浜分)
132	博物展示施設	滋賀県長浜市 (湖北町今西)

整備方針	旧計画との関係
既存の水泳場を公園計画に位置付ける。	平成4年5月21日告示
既存施設の充実を図る。	昭和61年6月11日告示
既存施設の充実を図る。	平成4年5月21日告示
既存施設の充実を図る。	昭和57年4月14日告示
既存施設の充実を図る。	昭和62年10月28日告示
既存施設の充実を図る。	昭和62年10月28日告示
既存施設の充実を図る。	昭和62年10月28日告示
既存施設の充実を図る。	昭和47年2月18日告示
既存施設を公園計画に位置付ける。	平成4年5月21日告示
既存の水泳場を公園計画に位置付ける。	平成4年5月21日告示
水鳥および湿地の保全に関する普及啓発の拠点として整備する。	平成7年11月29日告示

ウ 道路

(ア) 車道

車道を次のとおりとする。

(表20：道路（車道）表)

番号	路線名	区	間
1	宇治瀬田線	起点 — 滋賀県大津市 終点 — 京都府宇治市	(石山南郷町・国定公園境界) (平等院・国定公園境界)
2	比叡登山線	起点 — 滋賀県大津市 終点 — 滋賀県大津市 終点 — 京都府京都市左京区	(山中町) (仰木町・国定公園境界) (四明岳)
3	琵琶湖大橋線	起点 — 滋賀県大津市 終点 — 滋賀県守山市	(今堅田町) (今浜町)
4	沖島・長命寺線	起点 — 滋賀県近江八幡市 終点 — 滋賀県近江八幡市	(沖島町・国定公園境界) (長命寺町・国定公園境界)
5	つづら尾線	起点 — 滋賀県長浜市 終点 — 滋賀県長浜市	(西浅井町大浦) (西浅井町岩熊)
6	海津・大浦線	起点 — 滋賀県高島市 終点 — 滋賀県長浜市	(マキノ町海津) (西浅井町大浦)
7	酒波線	起点 — 滋賀県高島市 終点 — 滋賀県高島市	(今津町深清水・国定公園境界) (今津町深清水・国定公園境界)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
天ヶ瀬ダム	瀬田川溪谷美を享受する道路として充実を図る。	昭和49年2月15日告示
	比叡山、延暦寺を中心とする文化遺産を巡る道路として充実を図る。	昭和49年2月15日告示
琵琶湖大橋	景観面も考慮し、整備を図る。	平成4年5月21日告示
近江八幡集団施設地区、長命寺	近江八幡集団施設地区への連絡道路として整備を図る。	平成4年5月21日告示
葛籠尾半島	優れた眺望景観を享受できる道路として、充実を図る。	平成4年5月21日告示
海津大崎	優れた眺望景観を享受できる道路として、充実を図る。	平成4年5月21日告示
	箱館山家族旅行村への連絡道路として整備を図る。	平成4年5月21日告示

(イ) 自転車道

自転車道を次のとおりとする。

(第21：道路（自転車道）表)

番号	路線名	区	間
1	西の湖線	起点 — 滋賀県近江八幡市	(北之庄町・国定公園境界)
		終点 — 滋賀県近江八幡市	(安土町常楽寺・国定公園境界)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
西の湖	既存の自転車道を西の湖周辺の自然探勝路として公園計画に位置付ける。	平成4年5月21日告示

(ウ) 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表22：道路（歩道）表)

番号	路線名	区	間
1	東海 自然歩道線	起点	— 京都府宇治市 (白川・国定公園境界)
		終点	— 京都府宇治市 (宇治紅斉・国定公園境界)
		起点	— 滋賀県大津市 (石川内畑町・国定公園境界)
		起点	— 滋賀県大津市 (国分二丁目・国定公園境界)
		終点	— 滋賀県大津市 (逢坂一丁目・国定公園境界)
		起点	— 滋賀県大津市 (南郷一丁目・国定公園境界)
		終点	— 滋賀県大津市 (田上黒津町・国定公園境界)
		起点	— 滋賀県大津市 (石山一丁目・国定公園境界)
		終点	— 滋賀県大津市 (石山一丁目・国定公園境界)
		起点	— 滋賀県大津市 (大谷町・国定公園境界)
		終点	— 滋賀県大津市 (神出開町・国定公園境界)
		起点	— 滋賀県大津市 (園城寺町・国定公園境界)
		終点	— 滋賀県大津市 (園城寺町・国定公園境界)
		起点	— 滋賀県大津市 (神宮町・国定公園境界)
		終点	— 滋賀県大津市 (神宮町・国定公園境界)
		起点	— 滋賀県大津市 (滋賀里町・国定公園境界)
終点	— 滋賀県大津市 (仰木町・国定公園境界)		
2	比良縦走線	起点	— 滋賀県大津市 (八屋戸・国定公園境界)
		終点	— 滋賀県高島市 (黒谷・国定公園境界)
		終点	— 滋賀県大津市 (北小松・国定公園境界)
3	伊吹山線	起点	— 滋賀県米原市 (上野)
		終点	— 滋賀県米原市 (上野)
		終点	— 滋賀県米原市 (上野)
4	霊仙登山線	起点	— 滋賀県米原市 (樽ヶ畑・林道終点)
		終点	— 滋賀県米原市 (上丹生・国定公園境界)
		終点	— 滋賀県犬上郡多賀町 (落合)
5	余呉湖賤ヶ岳線	起点	— 滋賀県長浜市 (余呉町下余呉・国定公園境界)
		終点	— 滋賀県長浜市 (木之本町大音・歩道合流点)
6	葛籠尾崎線	起点	— 滋賀県長浜市 (西浅井町大浦・国定公園境界)
		終点	— 滋賀県長浜市 (西浅井町岩熊・国立公園境界)
7	奥マキノ線	起点	— 滋賀県高島市 (マキノ町牧野・国定公園境界)
		終点	— 滋賀県高島市 (マキノ町白谷・国定公園境界)
8	立木観音探勝道線	起点	— 滋賀県大津市 (南郷五丁目)
		終点	— 滋賀県大津市 (南郷五丁目)
9	大石線	起点	— 滋賀県大津市 (大石淀町)
		終点	— 滋賀県大津市 (大石曾束町)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
天ヶ瀬ダム 岩間寺 逢坂山 瀬田川洗い堰 三井寺 近江神宮 根本中堂	東海自然歩道の一部として整備、充実を図る。	平成10年8月24日告示
武奈岳 八雲ヶ原 八淵の滝 揚梅の滝	比良山を縦断する歩道の整備を図る。	平成4年5月21日告示
	伊吹山頂及び高山植物自生地に至る歩道の充実を図る。	平成4年5月21日告示
霊仙山	霊仙山に至る歩道として整備する。	平成12年3月22日告示
	余呉湖および賤ヶ岳の探勝ルートとして整備する。	平成7年12月13日告示
葛籠尾崎	奥琵琶湖の自然探勝路の整備を図る。	平成4年5月21日告示
赤坂山 明王禿	奥マキノの既存の自然探勝路の整備を図る。	平成4年5月21日告示
	既存の自然探勝路の充実を図る。	昭和48年12月10日告示
	瀬田川沿いの山腹部に探勝歩道の整備を図る。	平成4年5月21日告示

番号	路線名	区	間
10	佐和山線	起点 — 滋賀県彦根市	(古沢町・国定公園境界) 終点 — 滋賀県彦根市 (古沢町・国定公園境界)
11	望湖線	起点 — 滋賀県近江八幡市	(奥島山国有林) 終点 — 滋賀県近江八幡市 (奥島山国有林)
12	伊崎寺線	起点 — 滋賀県近江八幡市	(奥島山国有林) 終点 — 滋賀県近江八幡市 (奥島山国有林)
13	スカイ1号線	起点 — 滋賀県近江八幡市	(奥島山国有林) 終点 — 滋賀県近江八幡市 (奥島山国有林)
14	スカイ2号線	起点 — 滋賀県近江八幡市	(奥島山国有林) 終点 — 滋賀県近江八幡市 (奥島山国有林)
15	スカイ3号線	起点 — 滋賀県近江八幡市	(奥島山国有林) 終点 — 滋賀県近江八幡市 (奥島山国有林)
16	野営1号線	起点 — 滋賀県近江八幡市	(奥島山国有林) 終点 — 滋賀県近江八幡市 (奥島山国有林)
17	野営2号線	起点 — 滋賀県近江八幡市	(奥島山国有林) 終点 — 滋賀県近江八幡市 (奥島山国有林)
18	オサワ谷線	起点 — 滋賀県近江八幡市	(奥島山国有林) 終点 — 滋賀県近江八幡市 (奥島山国有林)
19	小田ヶ浜線	起点 — 滋賀県近江八幡市	(奥島山国有林) 終点 — 滋賀県近江八幡市 (奥島山国有林)
20	近江八幡国民休暇村線	起点 — 滋賀県近江八幡市	(沖島町) 終点 — 滋賀県近江八幡市 (沖島町)
21	きぬがさ山線	起点 — 滋賀県東近江市	(猪子町・国定公園境界) 終点 — 滋賀県東近江市 (南須田町・国定公園境界) 起点 — 滋賀県東近江市 (五個荘石場寺町・国定公園境界) 終点 — 滋賀県東近江市 (五個荘川並町・国定公園境界) 起点 — 滋賀県近江八幡市 (安土町石寺・国定公園境界) 終点 — 滋賀県近江八幡市 (安土町桑実寺・国定公園境界)
22	山梨子赤尾線	起点 — 滋賀県長浜市	(木之本町山梨子) 終点 — 滋賀県長浜市 (木之本町赤尾)
24	菅浦延勝寺月出線	起点 — 滋賀県長浜市	(西浅井町菅浦) 終点 — 滋賀県長浜市 (湖北町延勝寺) 終点 — 滋賀県長浜市 (西浅井町月出)
25	山田片山線	起点 — 滋賀県長浜市	(西浅井町山田) 終点 — 滋賀県長浜市 (高月町片山)
26	つづら尾崎線	起点 — 滋賀県長浜市	(西浅井町菅浦) 終点 — 滋賀県長浜市 (高月町片山)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
佐和山	佐和山城跡の探勝歩道として整備を図る。	平成4年5月21日告示
	自然休養林内を散策するための歩道の充実を図る。	昭和57年4月28日告示
	自然休養林内を散策するための歩道の充実を図る。	昭和57年4月28日告示
	自然休養林内を散策するための歩道の充実を図る。	昭和57年4月28日告示
	自然休養林内を散策するための歩道の充実を図る。	昭和57年4月28日告示
	自然休養林内を散策するための歩道の充実を図る。	昭和57年4月28日告示
	自然休養林内を散策するための歩道の充実を図る。	昭和57年4月28日告示
	自然休養林内を散策するための歩道の充実を図る。	昭和57年4月28日告示
	自然休養林内を散策するための歩道の充実を図る。	昭和57年4月28日告示
	自然休養林内を散策するための歩道の充実を図る。	昭和57年4月28日告示
	自然休養林内を散策するための歩道の充実を図る。	昭和59年5月9日告示
石馬寺 観音正寺 桑実寺	織山の一体を縦走する歩道の整備を図る。	平成4年5月21日告示
	自然探勝路の整備を図る。	平成4年5月21日告示
	葛籠尾半島を散策するための歩道の整備を図る。	昭和46年3月15日告示
	葛籠尾半島を散策するための歩道の整備を図る。	昭和46年3月15日告示
	葛籠尾半島を散策するための歩道の整備を図る。	平成4年5月21日告示

番号	路線名	区	間
28	塩津浜飯浦線	起点 — 滋賀県長浜市 終点 — 滋賀県長浜市 終点 — 滋賀県長浜市	(西浅井町塩津浜・国定公園境界) (木之本町飯浦・歩道合流点) (木之本町飯浦)
29	牧野石庭線	起点 — 滋賀県高島市 終点 — 滋賀県高島市	(マキノ町牧野) (マキノ町石庭・国定公園境界)
31	在原線	起点 — 滋賀県高島市 終点 — 滋賀県高島市	(マキノ町在原) (マキノ町在原)
32	マキノ高原線	起点 — 滋賀県高島市 終点 — 滋賀県高島市	(マキノ町牧野) (マキノ町牧野)
33	今津赤坂山線	起点 — 滋賀県高島市 終点 — 滋賀県高島市	(今津町深清水) (今津町深清水)
34	近江坂線	起点 — 滋賀県高島市 終点 — 滋賀県高島市	(今津町深清水・国定公園境界) (今津町深清水・国定公園境界)
35	箱館山線	起点 — 滋賀県高島市 終点 — 滋賀県高島市	(今津町日置前・国定公園境界) (今津町深清水・国定公園境界)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
	琵琶湖と余呉湖を結ぶ連絡ルートとして整備する。	平成7年12月13日告示
マキノ高原	マキノ高原を散策する歩道の充実を図る。	昭和50年9月22日告示
	野坂山地山麓に、散策のための歩道の整備を図る。	平成4年5月21日告示
	マキノ高原を散策するための歩道の整備を図る。	平成4年5月21日告示
	箱館山を散策するための歩道の整備を図る。	昭和63年12月23日告示
	野坂山地を縦走する歩道の整備を図る。	平成4年5月21日告示
	箱館山を散策するための歩道の整備を図る。	平成4年5月21日告示

番号	路線名	区	間
36	中部北陸自然歩道線	起点	— 滋賀県長浜市 (西浅井町菅浦)
		終点	— 滋賀県長浜市 (西浅井町菅浦・国定公園境界)
		起点	— 滋賀県長浜市 (西浅井町大浦・国定公園境界)
		終点	— 滋賀県高島市 (マキノ町海津・国定公園境界)
		起点	— 滋賀県高島市 (マキノ町新保・国定公園境界)
		終点	— 滋賀県高島市 (今津町桂・国定公園境界)
		起点	— 滋賀県高島市 (今津町浜分・国定公園境界)
		終点	— 滋賀県高島市 (今津町浜分・国定公園境界)
		起点	— 滋賀県高島市 (今津町南新保・国定公園境界)
		終点	— 滋賀県高島市 (今津町今津・国定公園境界)
		起点	— 滋賀県高島市 (新旭町饗庭・国定公園境界)
		終点	— 滋賀県高島市 (新旭町藁園・国定公園境界)
		起点	— 滋賀県高島市 (安曇川町下小川・国定公園境界)
		終点	— 滋賀県高島市 (安曇川町下小川・国定公園境界)
		起点	— 滋賀県高島市 (勝野・国定公園境界)
		終点	— 滋賀県大津市 (北小松・国定公園境界)
		起点	— 滋賀県大津市 (北小松・国定公園境界)
		終点	— 滋賀県大津市 (近江舞子集団施設地区)
		起点	— 滋賀県大津市 (坂本本町・国定公園境界)
		終点	— 滋賀県大津市 (坂本本町・国定公園境界)
起点	— 滋賀県長浜市 (木之本町飯浦)		
終点	— 滋賀県長浜市 (余呉町川並・国定公園境界)		
終点	— 滋賀県長浜市 (余呉町下余呉・国定公園境界)		
終点	— 滋賀県長浜市 (湖北町津里理・国定公園境界)		
37	伊吹山上平寺弥高線	起点	— 滋賀県米原市 (上平寺・国定公園境界)
		終点	— 滋賀県米原市 (上野・歩道合流点)
		起点	— 滋賀県米原市 (弥高・国定公園境界)
		終点	— 滋賀県米原市 (弥高・国定公園境界)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
<p>海津大崎</p> <p>貫川内湖</p> <p>浜分沼</p> <p>近江白浜</p> <p>白髭神社</p>	<p>中部北陸自然歩道として整備する。</p>	<p>平成7年12月11日告示</p>
<p>上平寺城跡</p> <p>弥高寺跡</p>	<p>伊吹山への登山道として、史跡等に留意して所要の整備を行う。</p>	<p>平成17年7月12日告示</p>

エ 運輸施設
 運輸施設を次のとおりとする。

(表23：運輸施設表)

番号	路線名	種類	位置 又は 区 間
1		係留施設	滋賀県近江八幡市 (沖島町)
1	比叡山線	鉄道運送施設	起点 — 滋賀県大津市 (坂本本町) 終点 — 滋賀県大津市 (坂本本町)
2	八幡山線	索道運送施設	起点 — 滋賀県近江八幡市 (多賀町) 終点 — 滋賀県近江八幡市 (多賀町)
3	蓬萊線	索道運送施設	起点 — 滋賀県大津市 (木戸) 終点 — 滋賀県大津市 (葛川坊村町)
4	蓬萊線	索道運送施設	起点 — 滋賀県大津市 (木戸) 終点 — 滋賀県大津市 (木戸)
5	比良山線	索道運送施設	起点 — 滋賀県大津市 (南比良) 終点 — 滋賀県大津市 (北比良)
6	伊吹山線	索道運送施設	起点 — 滋賀県米原市 (伊吹山) 終点 — 滋賀県米原市 (伊吹山)
7	賤ヶ岳線	索道運送施設	起点 — 滋賀県長浜市 (木之本町大音) 終点 — 滋賀県長浜市 (木之本町大音)
8	箱館山線	索道運送施設	起点 — 滋賀県高島市 (箱館山) 終点 — 滋賀県高島市 (箱館山)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
	既存施設の充実を図る。	昭和59年5月9日告示
	既存施設を公園計画に位置付ける。	平成4年5月21日告示
	既存施設を公園計画に位置付ける。	平成4年5月21日告示
	既存施設の質的充実を図る。	昭和39年10月26日告示
	既存施設の質的充実を図る。	昭和50年4月2日告示
	比良登山の施設として整備する。	平成10年8月24日告示
	既存施設の質的充実を図る。	昭和62年1月21日告示
	既存施設を公園計画に位置付ける。	平成4年5月21日告示
	既存施設の質的充実を図る。	昭和62年1月21日告示